

# 北海道手稲養護学校三角山分校

## いじめ防止基本方針

### はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という基本認識をもち、本分校の児童生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「北海道手稲養護学校三角山分校いじめ防止基本方針」を策定する。

### 本分校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- 学校、学部、学級において、いじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童生徒、教職員の人権意識を高めます。
- 児童生徒同士、児童生徒と教職員をはじめとする校内における豊かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者や関係機関と連携を深めます。

## I いじめとは

### 1 本分校における「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法第一章第二条参照）

「いじめ」とは、本分校に在籍している児童生徒に対して、本分校に在籍している等一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを受け止め、児童生徒の生命及び心身の安全を守る立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

### 2 いじめの「内容」「要因」「解消」（北海道いじめ防止基本方針参照）

#### 【いじめの内容】

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- ① 冷やかしからかしい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものがある。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要がある。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。

## 【いじめの要因】

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ① いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- ② いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ④ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかり把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ⑤ いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑劣な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

## 【いじめの解消】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、「解消している」状態とはあくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性やいじめをうけたことにより心理的な影響が消えない場合もあり得るということを踏まえ、日常的に観察をする必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
  - ・心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。
  - ・いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず設定する。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
  - ・行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒及びその保護者に対して面談を行い、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認めることができる。

## Ⅱ いじめの防止について

### 1 いじめを未然に防止するための具体的な取組

#### 【人権に関する教育の一層の充実に向けた取組】

- ① 教育活動全体を通して、思いやりの心や児童生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを育んでいく。
- ② 各教科の学びの中で人間の尊厳、人間関係や社会性等を養うよう努める。
- ③ eネットキャラバン、出前講座等を利用して情報モラル教育を充実させる。

#### 【児童生徒の人間関係を形成する力の育成や社会性の発達を支援する取組】

- ① 学校行事等を通して、集団への連帯感を深め、他者を思いやる心の育成に努める。
- ② HR活動等を通して、協調性を養い、望ましい友人関係、集団づくりに努める。
- ③ 児童生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、社会性の基盤を培うよう努める。
- ④ 子ども理解支援ツール「ほっと」を含む人間関係構築に関するアセスメントツールの活用を推進する。

### 【児童生徒が自己有用感や自己肯定感等を高める取組】

- ① 児童生徒一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学校・学部・学級の一員として自覚できるような取り組みを行う。
- ② よりよい人間関係を構築する児童生徒会活動、学校行事等での異年齢交流を充実させる。
- ③ ソーシャル・スキル・トレーニング等の心理教育プログラムの活用を推進する。

### 【児童生徒の社会性や規範意識を育む教育活動】

- ① 教育活動全体を通してきまりを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ② 地域の住民と連携して行う体験活動、ボランティア活動等を充実させる。

## Ⅲ 校内研修について

### 1 校内研修の実施

- ① 教職員全体で「学校いじめ防止基本方針」の確認を年に複数回行い、共通理解を図る。
- ② 「いじめ問題」に関する校内研修を「いじめ対応ガイドブック・支援ツール『コンパス』」を参考にし、年に複数回行い、「いじめ」について教職員全体の理解と実践力を深める。
- ③ 北海道医療センター職員（医師、看護師、理学療法士、作業療法士、保育士、指導室長等）、と連携した研修を行う。
- ④ スクールカウンセラー等との連携による「SOS の出し方に関する教育」の充実、警察等との連携によるインターネット上のトラブル防止に向けた「情報モラル教育」を充実させる。

## Ⅳ 校内体制について

### 1 いじめ対策組織

#### 【いじめ対策委員会の設置】

いじめ防止やいじめに関する対応を組織的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を設置する。

#### 【構成員】

校長、教頭、生徒指導部長、各部主事、生徒指導主事、養護教諭、必要に応じて、関わった教職員、関係機関職員を参集する。

#### 【役割】

##### （１）いじめの相談・通報の窓口

いじめの相談があった場合、当該学部主事、担任等から事実関係を把握し、速やかに「学校いじめ対策委員会（生徒指導部長）」への報告を徹底する。

※窓口担当者については、HP や学校だより等で児童生徒や保護者、地域住民等へも周知する。

##### （２）いじめの疑いに関する情報等に係る情報の収集と記録、共有（集約）を行う

「いじめ対策委員会」（生徒指導部長）は、情報の収集と記録、共有（集約）を行う。

##### （３）いじめに係る情報の事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う（いじめの認知）

いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む。）の報告を受けて、

- ① 「学校いじめ対策委員会」の会議を開催し、対応策について協議するとともに、別紙４～６を活用して会議録を作成する。
- ② 情報の迅速な共有～会議録は、全教職員への回覧後、ファイリングして保存する。
- ③ 関係児童生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査等による事実関係の把握に基づいて、いじめであるか否かの判断（いじめの認知）を行い、全教職員へ、いじめの概要、対応方針、具体的な対応策を周知する。

#### (4) いじめが解消に至るまでの対処プランを策定し、確実に実行する

- ① いじめを受けた生徒を徹底して守り通すための取組及び継続的な観察・見守り、病棟等と連携した教育相談の実施に努める。
- ② いじめを行った生徒への毅然とした指導と成長支援の視点に立った指導、観衆や傍観した生徒等への指導にあたる。
- ③ 病棟との教育相談及び、生徒への指導等の教職員の役割分担、保護者との連携等を含むプランを策定する。
- ④ 「いじめ解消」の判断は、被害児童生徒や保護者への面談等を実施した結果を踏まえ、「学校いじめ対策委員会」において、解消の定義に基づき判断する。
- ⑤ 学校だけでは解決することが困難な事案、また犯罪行為として取り扱われる事案については、生徒を徹底して守る観点から、専門家等（警察を含む）の適切な援助をうけ、生徒及び保護者への対応に努める。

### V 学校いじめ防止基本方針の点検、見直しについて

#### 1 「学校いじめ防止基本方針」の周知・理解を深める取組

- ① 入学式や PTA 総会等、各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に「学校いじめ防止基本方針」の内容を「いじめ対策委員会」（生徒指導部長）より説明し、共通理解を図る。
- ② 「学校いじめ防止基本方針」を本校 HP に必ず掲載し、学校内への掲示や学校だよりに掲載し配布する等の方法により、児童生徒、保護者や地域住民が「学校いじめ防止基本方針」の内容を容易に確認できるようにする。

#### 2 「学校いじめ防止基本方針」の取組状況の点検の取組

- ① いじめ問題への取組状況について、全教職員を対象に「いじめの問題への取組チェックシート」等を活用し、「学校いじめ防止基本方針」が本分校の実情に即し適切に機能しているか定期的に点検する。
- ② 児童生徒や保護者、地域住民からの意見を取り入れるため、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

#### 3 「学校いじめ防止基本方針」の見直しの取組

- ① 「学校いじめ対策委員会」が中心となり、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、児童生徒や保護者、地域住民、関係機関の参画を得て見直しを進められるよう、アンケートの実施や協議の場を設ける。

### VI いじめの早期発見・早期対応について

#### 1 「いじめ見逃しゼロ」に関する取組

【変化に気づく】

- ① 児童生徒の様子を多くの教職員で見守り、気付いたことを共有する場（学部会等）を設ける。
- ② 児童生徒から、相談・通報を受けた際には、自分の担当する学級、学年、教科等に関わらず、その日のうちに「学校いじめ対策委員会」へ報告することはもちろん、内容について、別紙 2.3 を活用して具体的に記載する。
- ③ 日常的な学校生活における児童生徒の人間関係や、学校・病棟生活における悩みなどの把握に努める。
- ④ 児童生徒が発言する小さなサインも見逃さないよう、「いじめの早期発見のためのチェックリスト」（別紙 1）を活用して実態把握に努める。
- ⑤ 見て見ぬふりをすることは「いじめ」に加担していることや、「いじめ」を見たら先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さ、また、知らせることは悪いことではないことを児童生徒に指導する。
- ⑥ いじめだけではなく、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの重要性を児童生徒に伝えていく。
- ⑦ 保護者・病棟との連携を深め、児童生徒が発する変化のサインに気付いたら、すぐに知らせてもらうなど、理解と協力をお願いする。

## 2 いじめの積極的な認知の取組及び徹底

- ① いじめに関するアンケート調査を年2回実施し、実態把握に努める。
- ② 個別懇談（なんでも相談）を年3回実施し、話を聞く場面を設定する。
- ③ ネットパトロールによるSNSをはじめとしたインターネットの書き込み等の監視を行う。
- ④ 全教職員で「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義等について確認し、積極的な認知の重要性について共通理解を図る。
- ⑤ 教職員が気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告する。
- ⑥ 「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況について「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。いじめを認知するにあたっては、一人一人の児童生徒の状況から、「この子どもは苦痛に感じているのではないか」というきめ細かな視点から判断する。たとえ、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒が感じる苦痛に着目して、背景にある事情を確認し、いじめに該当するかを判断する。また、行為を受けた児童生徒が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することが必要である。

## 3 早期の解決～傷口は小さいうちに～

- ① 教職員が気付いた、あるいは児童生徒や保護者などから相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、観衆や傍観者等を含み、構造的に問題を捉える。
- ② 事実関係を把握する際には、「学校いじめ対策委員会」のもとに行う。
- ③ いじめている児童生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で対応し、第一にいじめに該当する行為をやめさせる。
- ④ いじめることがどれだけ、相手を傷付け、苦しめているかということに気付かせるような指導を行う。
- ⑤ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童生徒の心の安定を図る指導を行う。
- ⑥ 事実関係を正確に当該の保護者や関係機関に伝え、学校での指導や家庭・関係機関での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝える。

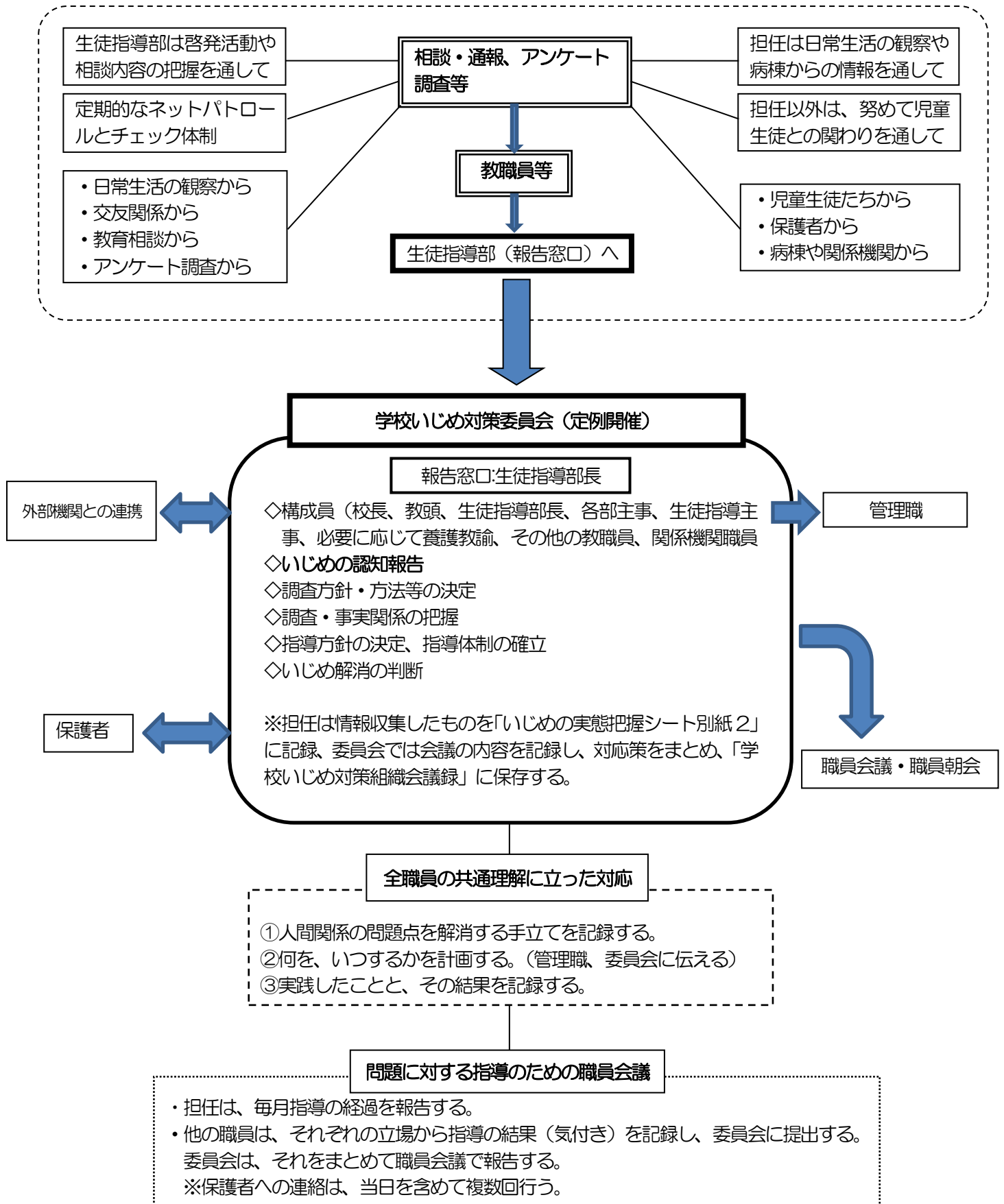
## VII いじめ防止のための年間指導計画

| 月      | 児童生徒の理解と情報交換                      | いじめに関するアンケート・個別懇談（なんでも相談）等                                                                                                                                                   | いじめ対策委員会・校内研修                             | いじめ未然防止の取組                                           |                                                            |
|--------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
|        |                                   |                                                                                                                                                                              |                                           | 児童生徒会活動                                              | いじめ防止に係る学校行事や取組                                            |
| 4      |                                   | ・児童生徒個別懇談（なんでも相談実施）                                                                                                                                                          | ・いじめ対策委員会（年間活動の確認）                        | ・児童生徒会オリエンテーション<br>・生徒会から全校生徒へメッセージ<br>・新転入生歓迎会企画・実施 | ・入学式<br>・児童生徒心得ときまりの確認<br>・いじめ防止基本方針全職員で確認<br>・進路オリエンテーション |
| 5      | ・児童生徒情報交換会の実施<br>・個別の指導計画に関する情報共有 |                                                                                                                                                                              | ・いじめ対策委員会（個別懇談後）<br>・いじめに関する校内研修          | ・児童生徒会活動①                                            |                                                            |
| 6      |                                   | ・いじめ実態調査アンケートの実施（局提出）                                                                                                                                                        | ・いじめ対策委員会（いじめアンケート後）                      | ・児童生徒会活動②                                            |                                                            |
| 7      |                                   |                                                                                                                                                                              |                                           | ・児童生徒会活動③<br>・全校レク実施                                 |                                                            |
| 8      |                                   | ・児童生徒個別懇談（なんでも相談実施）                                                                                                                                                          | ・いじめ対策委員会（個別懇談後）                          | ・児童生徒会活動④                                            |                                                            |
| 9      | ・個別の指導計画に関する情報共有                  | ・いじめ実態調査アンケートの実施（校内）                                                                                                                                                         | ・いじめ対策委員会（いじめアンケート後）                      | ・児童生徒会活動⑤                                            |                                                            |
| 10     |                                   |                                                                                                                                                                              |                                           | ・児童生徒会活動⑥                                            | ・学校祭                                                       |
| 11     |                                   | ・いじめ実態調査アンケートの実施（局提出）                                                                                                                                                        | ・いじめ対策委員会（いじめアンケート後）                      | ・児童生徒総会<br>・児童生徒会役員選挙                                | ・就労体験学習                                                    |
| 12     |                                   |                                                                                                                                                                              | ・いじめに関する校内研修                              | ・児童生徒会活動⑦⑧<br>・児童生徒総会                                | ・いじめ防止基本方針全職員で確認                                           |
| 1      |                                   | ・児童生徒個別懇談（なんでも相談実施）                                                                                                                                                          | ・いじめ対策委員会（個別懇談後）                          | ・児童生徒会活動⑨                                            |                                                            |
| 2      | ・個別の指導計画に関する情報共有                  | ・いじめ実態調査アンケートの実施（校内）                                                                                                                                                         | ・いじめ対策委員会（いじめアンケート後）<br>・いじめ防止基本方針の点検・見直し | ・児童生徒会活動⑩<br>・卒業生を送る会の実施                             |                                                            |
| 3      |                                   |                                                                                                                                                                              | ・いじめ対策委員会（次年度に向けて）                        |                                                      | ・卒業式                                                       |
| 定期的な取組 |                                   | ・児童生徒会委員会活動（挨拶運動、美化活動、健康チェック、お昼の放送活動）<br>・ネットパトロール<br>・学部会での生徒情報交換<br>・教育相談<br>・三者面談及び家庭訪問<br>・道徳教育<br>・保護者参観懇談<br>・手稲養護学校本校との交流会<br>・山の手支援学校との交流会<br>・情報モラル教室<br>・芸術鑑賞会（未定） |                                           |                                                      |                                                            |

○学校評価において、年度ごとの取り組みについて、児童生徒や保護者などからのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組みに生かす。

## VIII いじめ対応の流れ

【いじめを認知した場合のいじめ解決に向けた組織的な取り組みを以下の通りとする。】



## **Ⅷ いじめへの対応**

### **1 生徒への対応**

#### **【いじめられている生徒への対応】**

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ① 安心・安全を確保する。
- ② 心のケアをする。
- ③ 今後の対策について、共に考える。
- ④ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ⑤ 温かい人間関係をつくる。

#### **【いじめている生徒への対応】**

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようになる指導を根気強く行う。

- ① いじめの事実を確認する。
- ② いじめの背景や要因の理解に努める。
- ③ いじめられている生徒の苦痛に気づかせる。
- ④ 今後の生き方を考えさせる。
- ⑤ 必要に応じて別室で学習させる。(法 23 条 4)

### **2 関係集団への対応**

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ① 自分の問題として捉えられるようにする。
- ② 望ましい人間関係づくりに努める。
- ③ 自己有用感が味わる集団づくりに努める。

### **3 保護者への対応**

#### **【いじめられている生徒の保護者に対して】**

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ① じっくりと話を聞く。
- ② 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ③ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

#### **【いじめている生徒の保護者に対して】**

事実を把握したら、速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ① いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- ② 生徒の保護者の心情に配慮する。
- ③ 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- ④ 保護者の協力が必要であることを伝える。
- ⑤ 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

#### **【保護者同士が対立する場合等】**

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ① 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ② 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- ③ 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

#### 4 関係機関との連携

いじめは学校だけでは解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく一体的な対応をすることが重要である。

##### 【北海道医療センターとの連携】

- ① 療育に関する指導・助言
- ② 病棟での生徒の生活・環境の状況把握

##### 【教育局との連携】

- ① 関係生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- ② 関係機関との調整

##### 【警察との連携】

- ① 心身や財産に重大な被害がある場合
- ② 犯罪等の違法行為がある場合

#### 5 ネットいじめへの対応

##### 【ネットいじめとは】

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

##### 【ネットいじめの予防と対応】

- ① 教科「情報」、「総合的な探究の時間」、「ホームルーム」等における情報モラル教育の充実に努める。
- ② 外部講師による講話（インターネット、スマホ教室等）を実施する。
- ③ ネットパトロールを実施し、不適切な書き込み等「ネットいじめ」の防止に努める。
- ④ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、学校として確認し、その部分を印刷、保存するとともに、「学校いじめ対策委員会」にて対応等を協議し適切な措置を講ずる。
- ⑤ 書き込みへの対応については、保護者に事情を説明するとともに、不適切な書き込みの削除を要請する。
- ⑥ 被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒、保護者の精神的ケアに努める。

#### X 重大事態への対応

##### 1 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第二十八条、北海道いじめ防止基本方針参照）

（1）いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 などが該当する。

（2）いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

##### 2 重大事態時の報告（いじめ防止対策推進法第三十条）

- ① 重大事態が発生した疑いがあると認められる場合、北海道教育委員会を通じて、その旨を知事に報告する。
- ② 児童生徒や保護者からの申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

策定日 令和2年8月1日

改定日 令和5年4月10日

改定日 令和6年4月1日

# 早期発見のためのチェックリスト（学校用）

記入日：令和      年      月      日  
記入者：

次の項目に当てはまる児童生徒がいる場合には、横に名前を記載してください。

## 日常の行動や様子等

- ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。・・・・〔 〕
- ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。・・・・〔 〕
- ☐ 教職員の近くにいたがる。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 登校時に、体の不調を訴える。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 交友関係が変わった。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 表情が暗く（さえず）元気がない。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 擦り傷、傷み等が見られる。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。・〔 〕
- ☐ 体に擦り傷やあざができていることがある。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ けがをしている理由を曖昧にする。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

## 授業や食事の様子

- ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 発言したり、ほめられたりすると冷やかしくたりする。・・・・・・〔 〕
- ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。・・・・・・・・〔 〕
- ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。・・・・・・〔 〕
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

## 病棟の様子

- ☐ 友人やクラスの不平や不満を口にするようになる。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 朝、起きられなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。・・・・・・〔 〕
- ☐ 登校時間になると体調不良を訴える。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 部屋に閉じこもって出なかったりする。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 食欲不振・不眠を訴える。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 持ち物がなくなったり、壊されたりする。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 持ち物に落書きがある。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ お金をほしがる。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕